

## 各省庁が所管する政府開発援助（技術協力）の実施状況について（外務省が所管する技術協力を除く。）

### 1 検査の背景

#### (1) 政府開発援助（ODA）の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助（以下「ODA」という。）を実施している。ODAは、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の開発援助に関する事柄を取り扱う開発援助委員会（以下「DAC」という。）が作成する援助受取国・地域の一覧に掲載された開発途上国・地域（以下「開発途上国」という。）への贈与及び貸付けのうち次の3つの要件を満たすものである。

- ① 公的機関によって供与されるものであること
- ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- ③ 有償資金協力については、緩和された供与条件のものであること

#### (2) ODA政策の枠組み

平成4年6月に、ODAの理念、援助実施の原則等を定めるものとして、政府開発援助大綱（以下「ODA大綱」という。）が閣議決定された。そして、ODA大綱は、その後の国際情勢の変化等を踏まえた見直しが行われ、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるために、15年8月に「政府開発援助大綱の改定について」が閣議決定されている。政府は、ODA政策の枠組みとして、このODA大綱の下、政府開発援助に関する中期政策、国別援助方針、事業展開計画等を策定しており、ODA大綱を頂点としたODA政策の一貫性を確保することとしている。

#### (3) ODAをめぐる状況

22年6月に、外務省は、「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」（以下「ODAのあり方に関する検討」という。）を取りまとめて発表しており、これからのODAには、より戦略的、効果的な援助の実施、国民の強力な理解と支持等が必要であるとして、ODAを中核とする我が国の開発協力の理念を「開かれた国益の増進」と提示している。

また、政府は、25年6月に、「日本再興戦略」を閣議決定している。この中で、ODAについては、開発途上国の開発に貢献すると同時にその成長を取り込むことで日本経済の活性化にもつなげるべく、経済分野での国際展開支援にODAを積極的、戦略的に活用することなどとしている。

そして、現在のODA大綱は、15年8月に改定されたものであるが、改定後に様々な国際情勢の変化が生じていること、「日本再興戦略」等によりODAの更なる積極的、戦略的活用に係る要請がなされていることなどを踏まえて、政府は、26年3月に、ODA大綱の見直しを行うことを決定し、26年中を目途に閣議決定を行う予定としている。

#### (4) DAC報告の概要

DACは、OECDの委員会の一つであり、毎年、各国から報告された援助実績を取りまとめて、開発協力報告書（以下「DAC報告」という。）として発表している。このDAC報告は、暦年による集計となっていて、開発協力の国際的動向と加盟国の活動概要の報告等が公表されており、DAC加盟国の国際貢献の度合いを測る指標の一つとなっている。

我が国においては、DACへの報告に当たり、公的機関により供与されたODAを把握するために、外務省が各府省庁、都道府県等に対して、「我が国の経済協力実績集計にかかる協力依頼について」（以下「集計依頼文書」という。）により、DAC報告の基礎となるODA事業の実績額、事業概要、

対象地域、国等の報告を依頼している。そして、同省は、各府省庁等から提出された資料（以下「DAC基礎資料」という。）と同省におけるODA事業の実績額等の資料とを取りまとめて、我が国の援助実績としてDACに報告している。

## (5) 技術協力の概要

ODAのうち、二国間援助である技術協力は、開発途上国の経済及び社会の開発の担い手となる人材を育成するために、我が国の有する技術、技能及び知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情に合った適切な技術等の開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度・組織の確立・整備等に寄与する援助形態である。

## 2 検査の着眼点及び対象

### (1) 検査の着眼点

政府全体の一般会計のODAに係る当初予算は、11年度から25年度まで、14年連続の減額となっているが、25年度の一般会計のODAに係る当初予算は、政府全体で5572億余円が計上されており、依然として多額かつ重要なものとなっている。このような状況を勘案すると、ODAについて、国民の理解を深めつつ、限られた予算の中で更に戦略的、効果的、効率的な実施等を図っていくことが重要となる。さらに、「ODAのあり方に関する検討」や「日本再興戦略」により、今後のODAについての方針等が示されており、26年中を目途にODA大綱の見直しが行われる予定となっている。

そこで、技術協力を実施している12省庁から外務省を除く11省庁が実施している技術協力について、次のような点に着眼して各省庁横断的に検査を実施した。

ア 11省庁の技術協力に係る予算額、決算額は、どのように推移しているか。また、技術協力による事業の実施状況はどのようになっているか。

イ 11省庁が技術協力に係る予算により実施した事業は、適切にDAC報告に計上される対象となっているか。また、11省庁が技術協力に係る予算以外の予算により実施した事業の中に、ODAの要件を満たしていて、DAC報告の対象に計上することができるものはないか。

ウ 11省庁が実施している技術協力は、ODA大綱等に基づき、計画的に実施されているか。また、実施した技術協力の内容、援助の効果等について、適切な情報の発信が行われているか。

エ 技術協力に係る契約その他の会計経理等は適切に行われているか。また、委託、補助等の相手方において当該技術協力に係る会計経理等は適切に行われているか。

### (2) 検査の対象

11省庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省（各省庁には各省庁の外局等を含む。））が21年度から25年度までの間に実施した技術協力に係る事業（以下「技術協力事業」という。）を対象として検査を実施した。

また、11省庁所管の事業を実施しているものではないが、DACへの報告、事業展開計画の取りまとめなどを行っている外務省においても会計実地検査を行った。

## 3 検査の状況

### (1) 技術協力に係る予算の状況

我が国のODAは、一般会計予算のほか、特別会計予算、出資・抛出国債等によって賄われているが、このうち技術協力については、一般会計予算及び特別会計予算を財源として実施されている（以下、技術協力の財源となる一般会計予算及び特別会計予算を合わせて「技術協力事業予算」という。）。また、一般会計予算におけるODAに係る予算の目の名称には「政府開発援助」という冠が付されているが、特別会計予算においてはこのような冠は付されておらず、特別会計予算については、

各省庁がODAに該当するとして外務省に報告したものが、技術協力事業予算となっている。

21年度から25年度までの間の11省庁における技術協力事業予算の推移についてみると、21年度の942億余円に対して、25年度は722億余円となっており、全体として2割強の減少となっている。会計別にみると、一般会計予算は、21年度の773億余円に対して、25年度は452億余円となっており、4割強の減少となっている。一方で、特別会計予算は、21年度の168億余円に対して、25年度は269億余円となっており、約6割の増加となっている。これは、経済産業省及び環境省所管のエネルギー対策特別会計の技術協力事業予算が増加したことによるものである。また、同期間の決算額は、計3364億余円となっている。

## (2) 技術協力事業予算等とDAC基礎資料

### ア 技術協力事業予算に係るDAC基礎資料への記載

DAC報告は、DAC加盟国の開発途上国に対する援助実績を取りまとめたものであり、DAC加盟国の国際貢献の度合いを測る指標の一つとなっている。11省庁は、外務省がDACへの報告を作成する際の基礎となるDAC基礎資料の作成の対象とする技術協力について、技術協力事業予算として計上されているものとしているが、11省庁のうち9省において、技術協力事業予算により実施した事業の決算額をDAC基礎資料に計上する際に、計上することができる額の一部を計上していなかった事態が見受けられた。

### イ 技術協力事業予算以外の予算とDAC基礎資料の対象事業

外務省は、DAC基礎資料の集計対象について、「政府開発援助の一環として貴府省庁所管の予算から実施した実績」としているが、11省庁はDAC基礎資料を作成するに当たり、技術協力事業予算により実施した事業のみを対象としていた。そして、技術協力事業予算以外の予算により実施された事業の中に、ODAの要件を満たしていると思料される開発途上国向けの事業を省庁や独立行政法人が実施しているものが見受けられた。

## (3) 11省庁の技術協力のODA政策における位置付け

我が国は、ODA大綱の下に、ODA中期政策、国別援助方針等を策定しており、ODA政策としてODA大綱を頂点とした一貫性を確保している。国別援助方針の附属資料である事業展開計画には、プロジェクト名、援助のスキーム、実施期間、支援額等が記載されているが、11省庁の技術協力についてみると、事業展開計画に技術協力のプロジェクトを記載しているのは、財務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の4省のみとなっていた。そして、11省庁が実施している技術協力の中には、特定の開発途上国を対象としていて、事業展開計画に記載することを検討する必要があると思料されるものが見受けられた。また、技術協力に係る中期的な事業計画を策定することなく、単独の事業として当該事業を実施しているものが見受けられた。

## (4) 外務省からのDAC基礎資料の集計依頼文書等について

(2)及び(3)については、11省庁に係るものであるが、外務省からのDAC基礎資料の集計依頼文書及び、事業展開計画の確認・追加のコメントの依頼の内容を11省庁の担当者が十分に理解できなかった結果として生じているものも見受けられた。

## (5) 外務省の「ODA見える化」と11省庁の情報公開の取組状況

外務省は、「ODAのあり方に関する検討」を受けた取組として、ODA案件の現状、成果等を公表するために、23年4月、独立行政法人国際協力機構のホームページ上に「ODA見える化サイト」を開設して、同機構が実施する技術協力等について、国別、課題別及び協力形態別に案件の概要、評価等を掲載している。一方、11省庁における情報公開の実施状況についてみると、実施している技術協

力事業の現状、成果等を毎年度取りまとめて公表している省庁はなく、「ODA見える化」が立ち遅れている事態が見受けられた。

#### (6) 個別の事業の状況

委託事業及び補助事業において、人件費が過大に算定されていた事態及び援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

#### 4 所見

我が国のODAは、今後も重要な政策分野として実施されていくことが見込まれる。一方で、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、ODAの実施に当たっては、ODA大綱を頂点とした一貫性を確保し、戦略的、効果的、効率的な援助の実施に向けて、より一層ODA事業の透明性の向上を図るとともに、実施した援助については我が国の国際貢献として適切な評価が得られることが望まれる。

以上のような状況を踏まえて、11省庁及び外務省においては、次の点について留意して、技術協力を実施することなどが必要である。

ア 11省庁は、DAC基礎資料の作成に当たり、技術協力事業予算として計上している技術協力については、DAC基礎資料から除外すべき合理的な理由があるものを除き、DAC基礎資料の対象とすること

イ 11省庁は、DAC基礎資料の作成に当たり、技術協力事業予算として計上していない事業についても、事業内容や対象地域、国からみてDAC報告の対象になる事業については、DAC基礎資料の対象とすること。また、現在の政府が示している日本の国益にもつながるODAを実施するという我が国のODAの在り方を踏まえて、技術協力事業予算の対象とする事業の精査を行うこと

ウ 11省庁は、技術協力を戦略的、効果的、効率的に実施していくために、事業展開計画に記載することが可能な技術協力については、事業展開計画に記載すること。また、これが困難な事業については、ODA大綱等の趣旨を踏まえて、各省庁において中期的な計画を策定すること

エ 外務省は、11省庁がDAC基礎資料を作成するに当たり、DAC報告の対象を十分理解し、適切なものが作成されるよう支援すること。また、事業展開計画の策定、更新を行う際に事業展開計画に記載するプロジェクトについて、策定時に11省庁、また、更新時に11省庁のうち関係する省庁に確認・追加のコメントを求めるに当たり、記載すべきプロジェクトの考え方等をより明示的に示し、適切な検討がなされるよう支援すること

オ 11省庁は、外務省が実施している「ODA見える化」のように、11省庁が実施している技術協力について、各省庁のホームページを活用したり、各省庁が実施している行政事業レビューと連携を図ったりするなどして、「ODA見える化」に積極的に取り組み、透明性を高め、説明責任の向上を図ること

カ 11省庁が実施した技術協力事業の中には、人件費が過大に算定されていた事態及び援助の効果が十分に発現していない事態が一部見受けられたことから、11省庁においては、今後の技術協力事業の適正かつ適切な実施が更に確保されることとなるよう、厳正な事業執行体制の整備に引き続き努めること

本院としては、11省庁による開発途上国への技術協力について、今後とも適切に実施され、また、その援助実績が我が国及び世界各国において適切に評価されるよう、引き続き多角的な観点から注視していくこととする。